

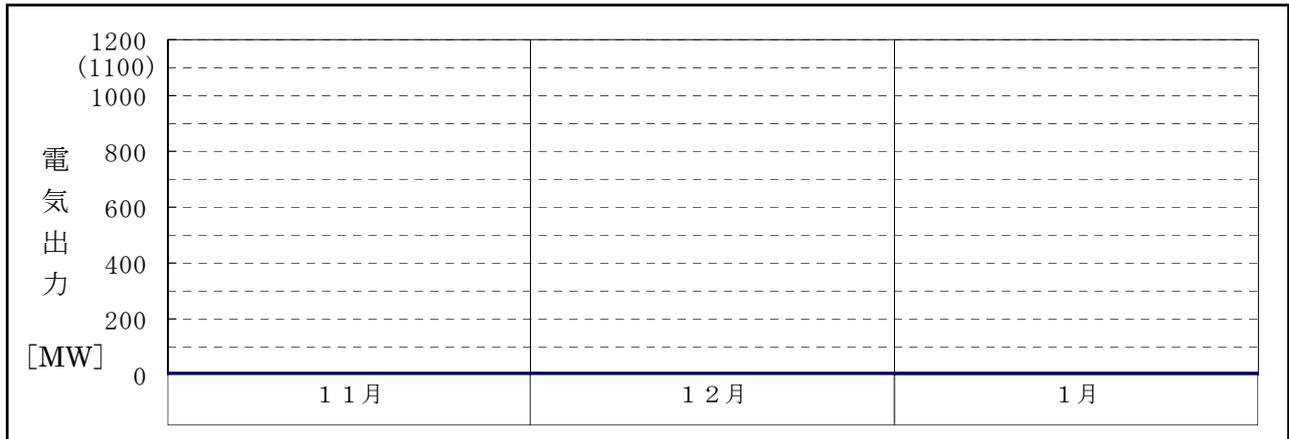
平成 28 年 2 月 23 日
東北電力株式会社

東通原子力発電所の現在の状況について

1. 運転状況

- 平成 23 年 2 月 6 日より第 4 回定期検査を実施中

2. 電気出力（平成 27 年 11 月 ～ 平成 28 年 1 月）



3. その他

(1) 原子力規制委員会からの指示文書（東京電力柏崎刈羽原子力発電所で確認された不適切なケーブル敷設に係る対応について）に係る当社の対応について

- 平成 28 年 1 月 6 日に、原子力規制委員会より、東京電力柏崎刈羽原子力発電所で確認された不適切なケーブル敷設と同様の事案が他の発電用原子炉施設でも確認されていること等の理由から、以下の報告をするよう各事業者に指示文書が発出されました。

(指示文書の概要)

以下の a. ～ c. の項目について調査・分析等を実施した上で、平成 28 年 3 月 31 日までに原子力規制委員会へ報告すること。

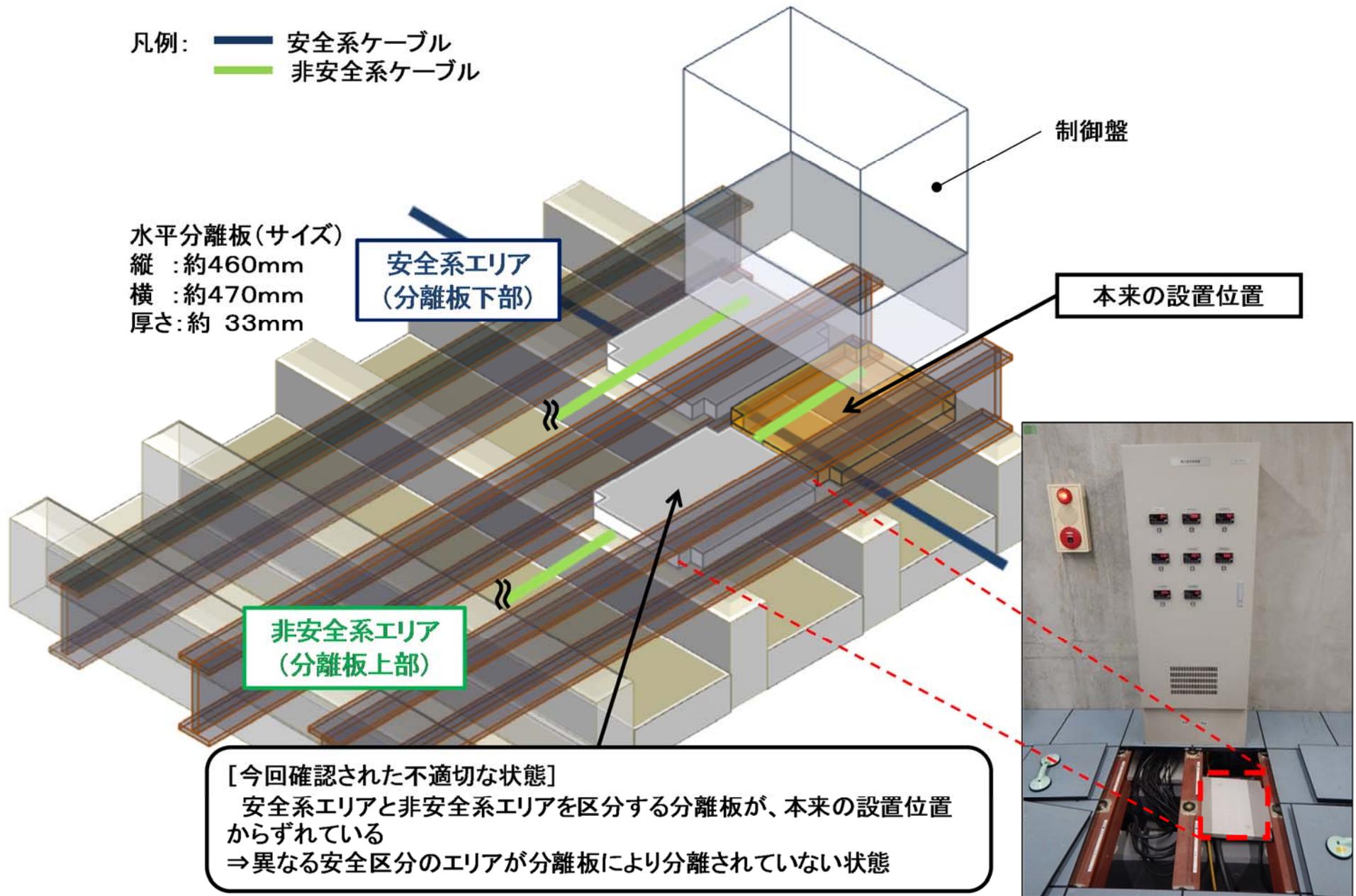
- 発電用原子炉施設における既存の安全系ケーブル敷設の状況について、系統間の分離の観点から不適切なケーブル敷設の有無を調査すること。
- a. の調査の結果、系統間の分離の観点から不適切なケーブル敷設が確認された場合は、不適切なケーブル敷設による安全上の影響について評価するとともに、不適切にケーブルが敷設された原因の究明及び再発防止対策を策定すること。
- 既存の安全機能を有する設備に対して、火災防護上の影響等、安全機能に影響を与えるような工事が施工される可能性の有無を確認する品質マネジメントシステム（以下、「QMS」という。）になっているかを検証すること。また、検証の結果、QMS に問題があると判断した場合には、既存の安全機能を有する設備に対して影響を与えた工事の事例の有無、影響の程度を調査すること。
- a. の調査の結果、不適切なケーブル敷設が確認された場合、及び c. の検証の結果、QMS に問題があると判断した場合は、速やかに適切な是正処置を実施し、その結果を遅滞なく原子力規制委員会に報告すること。

- 当社は、他社原子力発電所において不適切なケーブル敷設が確認されたことを踏まえ、平成27年12月14日より、東通原子力発電所においても同様の状態がないか点検を実施し、同日、東通原子力発電所1号機において、ケーブルが不適切に敷設されていることを1箇所確認しております。(平成27年12月15日お知らせ済み)
- 当社としましては、引き続き残りの箇所の点検を進めるとともに、不適切な状態を確認した箇所については適切な処置を講じます。
- 今後、点検・調査結果については、原因・対策を含めて取りまとめ次第、原子力規制委員会に報告します。

以 上

(別紙) 東通原子力発電所1号機 ケーブルの不適切な敷設状態 (概要図)

凡例：  安全系ケーブル
 非安全系ケーブル



東通原子力発電所1号機 ケーブルの不適切な敷設状態(概要図)